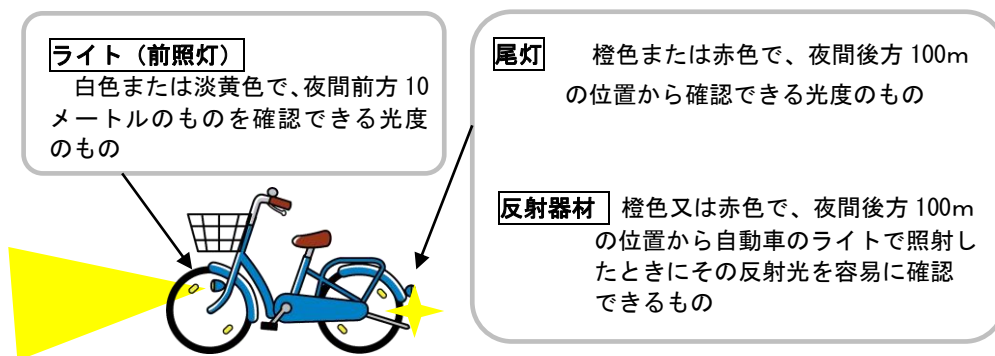




● 夜間は必ずライトを点灯する

無灯火は、他から自転車が見えにくくなるので非常に危険です。夜間、自転車に乗るときは必ずライト（前照灯）を点灯しましょう。また、ライト（前照灯）と反射器材等を備えていない自転車は運転してはなりません。



【法 52 条第 1 項】

【令 18 条第 1 項
第 5 号】

【府規 8 条】

【法 63 条の 9 第 2 項】

【規 9 条の 4】

【罰則】 5 万円以下の罰金